

租税の徴収額に過不足

1 件 不当金額(収入) 2億1279万円
(前年度 1件 2億6673万円)

1 租税の概要

国税は、法律により、納税者の定義、納税義務の成立の時期、課税する所得の範囲、税額の計算方法、申告の手續、納付の手續等が定められている。

平成30年度に国が徴収決定した各税の総額は77兆8107億円で、このうち源泉所得税及復興特別所得税(源泉所得税)、申告所得税及復興特別所得税(申告所得税)、法人税、相続税・贈与税、消費税及地方消費税の合計額が全体の87.9%を占めている。

2 検査の結果

58税務署において、納税者78人から租税を徴収するに当たり、納税者が申告書等において所得金額や税額等を誤るなどしているのに、これを見過ごしたり、法令等の適用の検討が十分でなかったり、課税資料の収集及び活用が的確でなかったりしたため、徴収額が78事項計2億1212万円(25年度～30年度)不足していたり、1事項67万円(28年度)過大になっていたりして、不当と認められる。

これらの徴収不足額及び徴収過大額については、全て徴収決定又は支払決定の処置が執られた。

税 目	事項数	徴収不足額	事項数	徴収過大額(△)
		円		円
源泉所得税	1	142万	-	-
申告所得税	13	2717万	-	-
法人税	41	1億3552万	-	-
相続税・贈与税	10	1266万	-	-
消費税	12	3450万	1	△ 67万
地方法人税	1	83万	-	-
計	78	2億1212万	1	△ 67万

(注) 地方法人税 地方法人税法に基づくものであり、地方交付税の財源を確保するために、26年10月1日以後に開始する事業年度から、法人税額の4.4%相当額を課税するもの

上記のうち、源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税・贈与税及び消費税に関する事態について、税目ごとの主な態様及び事例は次のとおりである。

(1) 源泉所得税

徴収不足になっていた1事項は、退職手当に関する事態である。

(2) 申告所得税

徴収不足になっていた13事項の内訳は、不動産所得に関する事態が7事項、事業所得に関する事態が4事項及びその他に関する事態が2事項である。

(3) 法人税

徴収不足になっていた41事項の内訳は、受取配当等の益金不算入に関する事態が26事項、法人税額の特別控除に関する事態が8事項及びその他に関する事態が7事項である。

<事例>非支配目的株式等に係る配当等の額を其他株式等に係る配当等の額としていたため受取配当等の益金不算入額を過大に計上していた事態

A農業協同組合は、27年4月から29年3月までの2事業年度分の申告に当たり、その有する他の内国法人の株式等のうち1法人の株式等を其他株式等に該当するとして、受取配当等の益金不算入の対象となる金額を、配当等の額の50/100相当額28年3月期分7200万円及び29年3月期分7453万円としていた。

しかし、A農業協同組合は、両事業年度において、当該法人の発行済株式総数等の5/100以下に相当する数の株式等を配当等の額の支払に係る基準日において有していたことから、当該法人の株式等は、非支配目的株式等に該当していた。このため、両事業年度において、受取配当等の益金不算入の対象となる金額は、配当等の額の20/100相当額28年3月期分2880万円及び29年3月期分2981万円となり、上記の金額との差額28年3月

期分4320万円及び29年3月期分4472万円が過大となっているなどしていたのに、これを見過ごしたため、法人税額28年3月期分1162万円及び29年3月期分757万円、計1920万円が徴収不足になっていた。

(4) 相続税・贈与税

徴収不足になっていた10事項の内訳は、相続税については、土地建物等の価額に関する事態が2事項及びその他に関する事態が4事項、贈与税については、非課税の特例に関する事態が3事項及びその他に関する事態が1事項である。

(5) 消費税

徴収不足又は徴収過大になっていた13事項の内訳は、課税仕入れに係る消費税額の控除に関する事態が11事項、課税売上高の計上に関する事態が1事項及びその他に関する事態が1事項である。

国税局	税務署数	源泉所得税		申告所得税		法人税		相続税 贈与税		消費税		地方法人税		計	
		事項数	徴収不足 徴収過大 (△)	事項数	徴収不足 徴収過大 (△)	事項数	徴収不足 徴収過大 (△)	事項数	徴収不足 徴収過大 (△)	事項数	徴収不足 徴収過大 (△)	事項数	徴収不足 徴収過大 (△)	事項数	徴収不足 徴収過大 (△)
札幌国税局	5	-	-	-	-	5	485万	-	-	-	-	-	-	5	485万
仙台国税局	3	-	-	-	-	3	2522万	-	-	-	-	-	-	3	2522万
関東信越国税局	11	-	-	2	267万	5	1086万	2	147万	6	2309万	-	-	15	3810万
東京国税局	23	1	142万	9	2328万	17	5642万	5	557万	5	1045万 △67万	1	83万	38	9801万 △67万
金沢国税局	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	95万	-	-	1	95万
名古屋国税局	4	-	-	-	-	3	2128万	1	246万	-	-	-	-	4	2374万
大阪国税局	4	-	-	2	120万	1	50万	1	177万	-	-	-	-	4	348万
広島国税局	3	-	-	-	-	2	176万	1	138万	-	-	-	-	3	314万
高松国税局	2	-	-	-	-	2	1211万	-	-	-	-	-	-	2	1211万
熊本国税局	2	-	-	-	-	3	247万	-	-	-	-	-	-	3	247万
計	58	1	142万	13	2717万	41	1億3552万	10	1266万	12	3450万 △67万	1	83万	78	2億1212万 △67万

(これらの事態の中には、同一事由により誤っているものがある。後掲272ページ参照)